

茨城県内の経営者様へのご案内

使用者側弁護士による労務セミナー

“実務”と“事例”に基づき徹底解説

同一労働同一賃金

～法改正を活かし社員に活躍の機会を与え業績を向上するための機会～

固定残業代（みなし残業）

～固定残業代を導入するうえでのメリットと法的留意点～

開催概要

場所	会場	実施日時（13時30分より受付開始）	テーマ
水戸	茨城県立青少年会館 〒310-0034 水戸市緑町1-1-18 	2020年 3月 4日（水）14時～16時	同一労働同一賃金
		2020年 6月10日（水）14時～16時	固定残業代
参加料金		2,000円（1回1名あたり） ※但し、顧問先企業様については無料	

セミナーのお申込みは下記を記載のうえFAXでお申し込み下さい → 【FAX】 050-3606-1998

御社名		ご芳名	
電話番号		FAX	
メールアドレス	@		
ご住所			
希望セミナー	☐ 同一労働同一賃金（3/4） ☐ 固定残業代（6/10）		

セミナーに関するお問い合わせ、参加のお申込みについては以下までご連絡ください。

(TEL) 029-291-4111 (FAX) 050-3606-1998 (HP) <https://nagasesogo.com/>



弁護士法人
長瀬総合法律事務所

企業経営者様向け定期セミナー

弁護士法人長瀬総合法律事務所主催 定期セミナー

同一労働同一賃金 固定残業代

当事務所では、茨城県内の経営者様を対象にしたセミナーを定期的を開催しています。2020年も昨年に引き続き「労務問題」をテーマに、年間4回のセミナーを企画しております。セミナーに参加いただき、労務トラブルの未然防止を図るとともに、人財の定着による健全な事業活動と持続的な発展に繋がっていただければ幸いです。この機会に振ってご参加ください。

3月度 同一労働同一賃金

- ・働き方改革関連法案のおさらい
- ・同一労働同一賃金のメリットとデメリット
- ・2020年4月から始まる同一労働同一賃金の実施内容
- ・同一労働同一賃金施工後における6つの対応手順

6月度 固定残業代（みなし残業）

- ・固定残業代の仕組みと適正な残業代の計算方法
- ・固定残業代を導入するうえでのメリットと留意点
- ・どのような業種や業態で導入することで効果が発揮されるのか
- ・違法性を判断するための7つのチェックポイント

担当講師



弁護士 母壁 明日香
(茨城県弁護士会所属)

会場地図



茨城県立青少年会館
〒310-0034 水戸市緑町1-1-18
<https://nagasesogo.com/seminar/>
上記のセミナー情報ページでも
会場地図をGoogleMAPでご案内

【参加特典】

1. 弁護士への個別無料相談(60分程度)ができます！

現在抱えている労務トラブル対応など、現在のお困りごとに応じた相談を無料にて対応させていただきます（通常は30分につき5,000円(税別)）。

2. 就業規則に無料でワンポイントアドバイスをさせていただきます！

御社で利用されている就業規則に関して、セミナーテーマに関する条項や文言につき、法的側面からワンポイントアドバイスを無料にてさせていただきます。必要に応じて就業規則の見直しを行いますので、気軽にお申し付けください。